

平成21年第3回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年9月18日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（13名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 4番 三田敏和 5番 安元慶彦
6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克 9番 茂呂孝志
10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎 13番 坪根秀介
14番 村上正弘

欠席議員（1名）

3番 峯 新一

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留・男・ 副町長 奥野勝利

会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸

教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第3回定例会議事日程（3日目）

平成21年9月18日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算（所管分）の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
- 日程第12 議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
- 日程第14 議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)

日程第15 議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補
正予算(第1号)

日程第16 発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の追加
について

日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

日程第18 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

本日の会議には、3番 峯 新一議員より欠席の旨の届け出がありましたので、報告をいたします。ただいまの出席議員は、13名です。定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので、御確認ください。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議には、9月7日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いいたします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料中に写しをお配りをしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付した各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いたしますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

○議長（村上正弘君）日程第2、認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決

算（所管分）の認定について、日程第3、認定第3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第5号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）、日程第14、議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）、以上10件を議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君）おはようございます。文教厚生常任委員会から報告いたします。

当委員会は、9月14日午前8時55分開会、午後12時55分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって開会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の決算認定7件、予算案3件の合計10件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について。

初めに、総務課長の総括説明を求め、質疑を行いました。

質疑、普通交付税が22億6,000万円で、差し引き7,800万円金額が合わないが、もう少し普通交付税が増えてもいいのではないかと思うが、この原因は。答弁、差額分は財政対策債で、地方自治体が国にかわって肩がわりをし、借金をする金額だと思われま。

質疑、当町の財政規模は40億から45億程度だが、20年度の決算は53億となっているが、その増加理由は。また、来年度の予算にどのように反映されるか。經常収支比率は70%台が適正だと思うが。答弁、20年度は国の施策、定額給付金や緊

急安全対策などの事業のため事業拡大しております。私的な見解では、45億か46億ぐらいが適正な財政規模だと思われます。経常収支比率は、75%程度が適正な比率と思います。今後は、今のままの健全財政を行えば、適正比率に近づいていくと予測しております。

質疑、物件費の中で賃金はどのような職種か。答弁、臨時職員ですが、保育士、文化財発掘作業員、役場事務臨時職員、清掃人、町内の草刈作業員、植木手入れ作業員等です。

続いて、各担当課長の説明を受けて、質疑を行いました。

質疑、ひとり暮らしの高齢者の見守り事業の成果は。答弁、社会福祉協議会の福祉委員さんと、民生委員さんと、老人クラブの代表者との連携づくりのために会議を行っております。また、福祉委員さんによるひとり暮らしの世帯の調査は、おおむね完了しております。

質疑、児童扶養手当の事務手続で、就業意欲の証明が必要だが、町での取り扱いは。答弁、児童扶養手当を受給して5年経過し就業していない人は、証明を提出してもらうことになっている。それ以外の証明は取っていない。

質疑、教職員の資質、能力の向上に努めたとあるが、問題のある教師が年度当初にいたのか。答弁、問題のあるということだけでなく、学力向上になお一層の取り組みをし、教師が自分の資質、能力の向上に努めたいということです。

質疑、げんきの杜の図書館とトレーニングルームの利用者は増加しているのか。答弁、トレーニングルームの利用者は、前年度比で若干減少し、図書館の利用者は昨年並みである。

質疑、来年度に向けての図書の購入についての考えは。答弁、指定管理者の社会福祉協議会の協議を行い、図書館の活性化に向けて何らかの方策を考えていきたい。

質疑、中学校の部活動について、県大会等出場の際の宿泊についての援助についての考えは。答弁、中学校体育連盟加入の大会で、大会場所や大会日程を勘案して決めている。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定。

認定第3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、徴収率が83%台だと、財政調整交付金が満額交付されないのでは。答弁、

財政調整交付金は現年度分のみでの算定になるので、現年度は95%なので満額交付されます。

質疑、特定健診の受診率の目標が40%というのは低いと思うが。答弁、行政のとらえ方としては高いと思う。最終的な目標は65%であり、現状では京築管内で苅田町に次いで2番目である。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定。

認定第4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑なし。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定。

認定第5号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑なし。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定。

認定第6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、住民の健康管理を保健師とヘルパーがやっていると思うが、連携をとっているのか。答弁、住民に対しては保健師が対応しているが、その中で医師の助言をいただきたいときは、診療所の先生と連携をとっている状況です。

質疑、診療所の運行バスは、以前は毎日運行していたが、現在は地域によっては隔日運行となっている。患者数の減少の影響となっているのでは。答弁、少しは影響あると思います。最低限の住民の交通手段としてのバス運行を確保し、サービス維持をしているということで仕方がないかと思えます。

討論なし。

採決、全会一致で認定。

認定第9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、返済猶予の取り扱いはどのようになっているのか。答弁、貸し付けが終了後、償還の始まりが3カ月後という取り扱いである。

質疑、社会情勢等を見て、返済猶予等を検討したらどうか。答弁、特別な返済猶予の申し出があれば、今後は検討していきたい。

討論なし。

採決、全会一致で認定。

認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑なし。

反対討論あり。

採決、起立多数で認定。

議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第3号)(所管分)について。

質疑、総括説明に対して。

質疑、政権交代により、地域活性化経済危機対策臨時交付金などは返還を求められたりするの。答弁、中止などすると地方が混乱するので、現実的に不可能と思います。

質疑、地域活性化経済危機対策臨時交付金による事業で、地元の業者ができる業務はどの程度あるの。答弁、ハード的な事業はほとんど地元の業者にお願いしている。

続いて、各担当課長の説明に対して。

質疑、西吉富コミュニティセンターの設計委託料は、総工事費の何%が適切と考えていますか。答弁、4%から5%程度の金額になると考えるが、この設計委託料は監理も含まれております。

質疑、中学校の耐震工事は変更契約にて増加となったが、なぜ事前に対応できなかったのか。答弁、当初は耐震工事を主体としていたが、それに伴い大規模改修も行えるということで、生徒の教育環境を整えるということと、安心安全の観点から新たに追加工事を行ったわけです。

質疑、西吉富コミュニティセンターの改修工事の内容は。答弁、講堂と和室の床と壁の改修と建具の改修です。

反対討論あり。

採決、起立多数で可決。

議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第2、認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算（所管分）の認定について、日程第7、認定第7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、日程第12、議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）、以上6件を議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君）おはようございます。ただいまから総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、9月15日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって午前8時58分開会、午後12時08分閉会をされました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の決算認定3件、条例案1件、予算案1件、その他1件の合計6件です。

当委員会に付託されました案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について（所管分）。

総務課長に総括説明を求め、質疑を行いました。国の交付金の減収理由は。また、来年度、町税は大幅な減収と見込んでいるのかとの質疑に対し、交付金の減収は、税源移譲にかかわる影響が大きい。町税については、前年度の所得に応じて課税されるので、来年度は減収になる見込みとの答弁でした。

続きまして、担当課長の説明に対する質疑では、20年度のコミュニティバス、それに築上東部乗合タクシーの乗車数はとの質疑に対し、コミュニティバスについては2,855人、築上東部乗合タクシーについては2,512人との答弁でした。

上毛米を生かした地域振興ビジョンの事業のおにぎりは大変好評だったが、生産する農業者団体との関連はどのように考えているのかとの質疑に対し、販売を目指し、20年度はおにぎりの試作を行ったが、今後この事業が軌道に乗れば、農業者団体との具体的な協議が必要となるとの答弁でした。

続きまして、今後、農業者団体とのタイアップはどのように考えているのかとの質疑に対し、今後、事業展開としては、さまざまな課題が生じると思うが、これはクリアでき、ある程度の見通しが立てば、そのような話も考えられるとの答弁でした。

大平支所の玄関わきの喫煙所は見づえが悪いので、移動してはとの質疑に対し、検討しますとの答弁でした。

上毛町企業雇用安定調整補助金交付事業で4企業に1,200万円交付しているが、どういう基準で交付したのかとの質疑に対し、企業が休業を行い、社員に対し賃金を支払うことに対し、国から満額でない一定の割合で安定調整交付金が交付されますが、その差額分に一定の割合で、町から助成を行うということですとの答弁でした。

企業が休業の実態に基づいて、申請し交付しているのかとの質疑に対し、企業は国に対して、安定調整交付金の申請をするので、その資料に基づいて企業の負担を把握し、町の助成額を決定しておりますとの答弁でした。

築上東中学校の通学路の歩道が途中でとまっているが、危険であるので対策を講じてもらいたいとの質疑に対し、東中学校の通学路の歩道は5年間の事業となっている。途中で工事がとまっている状況ですが、現地を再確認し、安全管理に努めたいとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

認定第7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて。

質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

認定第8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

給水開始34戸と給水停止21戸は、新たに給水が接続されたものと、転出などで空き家になって給水停止となったのかということの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて。

定住自立圏構想と京築連帯アメニティ都市圏構想のそれぞれの取り組みの違いはどの質疑に対し、京築連帯アメニティ都市圏構想は、主に文化的なもので取り組んでおるが、定住自立圏構想は、中津市を中心とした生活機能の強化について、定住環境の向上を図ることであるとの答弁でした。

定住自立圏構想は当町にとって、地域の繁栄のために是が非でも取り入れなければならないのかとの質疑に対し、中津経済圏を含むその地域がまとまって、お互いの自立性を保持し、なおかつ、ともに発展していこうという視点なので、この定住自立圏構想に参加すべきであろうと考えているとの答弁でした。

定住自立圏協定における事業に対する負担はどのようになるのかとの質疑に対し、協定を締結している項目に対しては、今後協議するようになるとの答弁でした。

この協定の変更もしくは追加は容易にできるのかとの質疑に対し、当初のこの協定は、必要最低限の生活機能強化という意味での項目であるので、今後は事業の進捗に伴い、見直しを行う必要が生じた場合は、議会のほうへ提案し、協議を経て見直しを行うと思うとの答弁でした。

この協定の中に、中津市の高校への入学制限の解除を項目に入れることは可能かとの質疑に対し、高校の通学区域の見直しは、双方の県教育委員会が絡む問題で、市町での協定でどうにかなる問題ではありません。通学区域の問題は別の観点から進められていくと思われるとの答弁でした。

総務省は、この定住自立圏構想を道州制へと見据えたものと考えているのかとの質疑に対し、定住自立圏構想は生活機能の強化、経済圏の中でのつながりを自主性を持

って行っていくもので、道州制とは違うとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防団員の定数は、地域の状況や社会情勢を反映させて考えるべきではないかとの質疑に対し、消防団員の定数は、消防力の基本等を十分に勘案した上で設定しているとの答弁でした。

今後定数を削減する場合は、地域的な地形などを考慮して行うのかとの質疑に対し、ある程度は地形などを反映させていきたいと思うとの答弁でした。

各分団ごとの団員数はどの質疑に対し、第1分団は17名、第2分団は18名、第3分団は23名、第4分団は36名、第5分団は59名との答弁でした。

地域防災組織は、消防団のような訓練はされるのかとの質疑に対し、自主防災組織は要援護者の確認、防災資材の備蓄などを中心に考えており、消防団員が行う活動とは別で、地域でできる活動と考えているとの答弁でした。

消防団員の定数を考えるとき、フルタイムに出動できないと想定するがどの質疑に対し、自主防災組織を強化していくということで、さまざまな災害に対応できると思いますとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第3号)(所管分)について。

最初に、総務課長が総括説明を行い、総括説明に対する質疑では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の2億9,582万円は、どのような要件をもとに決められたのか。高齢化率が高いとか、合併を実施した自治体であるとか、中山間地域であるとかなどの要件も加味されているのかとの質疑に対し、御指摘の要件はすべて加味されています。国が交付額を決定しているとの答弁でした。

続いて、担当課長の説明に対する質疑では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で農業振興のための施策を考えられなかったのかとの質疑に対し、農業振興対策は現在でもさまざまな施策が行われているとの答弁でした。

特産品開発事業で2名雇用されるとあるが、どのような人を雇用するのかとの質疑

に対し、開発に興味があり、力を持っている方を雇用するとの答弁でした。

アンテナショップの事業で、1名雇用となっているが、雇用の形態は。また、アンテナショップの手数料の割合はどの質疑に対し、アンテナショップがメインで道の駅の事業にも携わっていただく予定で、手数料は通常より若干高めとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会からの委員長報告を終わります。

○議長（村上正弘君）以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君）日程第2、認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、認定第2号を反対の立場から討論いたします。

森林環境税について、森林を守る公益性を強調するのであれば、県の一般会計から拠出すべきです。森林を放置してきたツケを県民に負担させるべきものではありません。

同和行政を法の失効にもかかわらず続けています。直ちに特別扱いをやめ、一般行政に移行すべきです。

給食調理業務委託は、業務経営の独立性がないので、適正な業務委託とはなっていません。

合併で住民負担は軽く、サービスは向上すると言いながら、行政改革の名により、公共施設の使用料を引き上げています。

後期高齢者医療の実施は75歳以上の高齢者を、それ以外の人と切り離し、75歳以上の高齢者に差別医療を押しつけるものです。

国の政策とはいえ、米の減反政策は、上毛町の経済を衰退させるものであります。

以上の理由を申し上げまして、この決算認定に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する各委員長の報告は原案認定であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、認定第2号 平成20年度上毛町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、認定第3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、認定第3号を反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどは、保険料が高いと言っています。国は1984年に、それまで医療ベースで45%の補助があったが、医療給付費の50%にしたため、医療費ベースで38.5%の補助となり、国からの補助金が減らされました。国の国保の運営のあり方に問題がありますので、この決算認定に反対いたします。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、認定第3号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第4、認定第4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳

入歳出決算認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、認定第4号を反対の立場から討論いたします。

老人医療費が有料化された1983年と2008年度とで、老人医療費に占める国庫負担割合が大幅に減らされています。このことにより、老人医療費の個人負担が増えてきました。私は、老人医療費の完全無料化を目指す立場から、国の老人医療の運営のあり方に問題がありますので、この決算認定に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、認定第4号 平成20年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第5、認定第5号 平成20年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、認定第5号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と他の高齢者を切り離して、差別医療を押しつけるものでありますので、この決算認定に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、認定第5号 平成20年度上毛町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第6、認定第6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、認定第6号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第7、認定第7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、認定第7号 平成20年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第8、認定第8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第8号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第9、認定第9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、認定第9号 平成20年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第10、認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番(茂呂孝志君) 私は、認定第10号を反対の立場から討論いたします。

借り主は、借りたものを返すという意識が薄いので、この決算認定に反対いたします。

○議長(村上正弘君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、認定第10号 平成20年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（村上正弘君） 日程第11、議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 私は、議案第46号を反対の立場から討論いたします。

協定締結後のビジョンづくりは、上毛町の執行権、議会の議決権は形骸化され、そのことで町民の行政への要望するルートが断たれるか、または弱まることとなります。また、戦後の中央自治のあり方を選出するものであります。

2点目は、中心地は生活機能の整備に政策の重点が置かれるが、周辺市町村には整備に対する政策の重点が弱くなってきます。

3点目は、協定締結前にこの制度加入に住民の是非を問うていない。

以上の理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君） 起立多数。よって、議案第46号 中津市との間において定住自立圏形成協定を締結することについては、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第12、議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第47号を反対の立場から討論いたします。

中央自治体の役割は、住民の生命、財産を守ることです。危機管理体制についての施策も、はっきりと示したものではありません。団員数を減らすことで、災害時の危機管理体制が弱くなりますので、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、議案第47号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第13、議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第48号を反対の立場から討論いたします。

中学校校舎等耐震補強工事と改修工事、付帯工事は、中学校技術課棟トイレ、その他トイレのそれぞれの改修工事は、当時の設計段階でわかるものばかりです。委員会でも予算残が生じたからと、追加したとの答弁もありました。私は、耐震補強工事そのものは賛成ですが、当初の設計段階でわかるものを、付帯工事として追加工事をやろうとしているので、そのようなお金があれば特養の外壁、中学校の玄関前の整備など、まだほかにも使うものがあります。

以上の理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、議案第48号 平成21年度上毛町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第14、議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第49号 平成21年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第15、議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第50号 平成21年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第16、発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定の追加について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、発議第4号を反対の立場から討論いたします。

1点目は、この発議提出は、執行機関の依頼による提出であること。

2点目は、執行機関が迅速に対応できる体制をつくるためということですが、町長は議会を開くいとまがないときは専決処分できることになっているが、3日の告示を置かないで、緊急の場合は前日告示して、議会を開くこともできますので、執行機関が迅速に対応する体制をつくるためという理由は成り立ちません。

以上の理由を申し上げまして、この発議に反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、発議第4号 上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定の追加については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について、を議題といたします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(村上正弘君) 日程第18、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について、を議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

平成21年第3回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年9月18日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員